

検討事項及び今後のスケジュールについて（案）

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議経緯は、これまで、平成18年4月に北上川等4水域について第1次答申をいただいた。今回、利根川、荒川水系（当該水域に係る人工湖）及び東京湾の水域に係る検討をいただいたところ。

今後は、以下の事項について検討を進める。

1. 検討事項について

（1）各水域の水域類型の指定

国が水域類型の指定をする水域について、残りの河川21水域及び海域9水域における審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

河川：10河川程度（相模川、富士川、天竜川、木曾川、揖斐川、長良川、淀川、神崎川、猪名川、木津川、その他それぞれ河川に係る自然湖及び人工湖を含む）

（2）水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

2. 今後のスケジュールについて

- ・「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」を中央環境審議会水環境部会へ報告（6月予定）

第13回

- ・検討対象水域の状況について

第14回以降

- ・水域類型の指定について
- ・第3次報告
- 第3次報告以降も、引き続き検討